

副 本

令和6年（行ウ）第31号、同第87号、同第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン ほか2名

被告 国 ほか2名

求釈明事項に対する回答書(2)

令和8年5月22日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告国指定代理人	増 原 英 司
	定 松 祐太郎
	桜 井 聡
	山 城 道 子
	石 黒 由里子
	田 山 直 人
	田 中 裕 章
	菊 地 喜 子
	中 村 甚 太
	井 上 勇 輝

川 尻 拓 也

金 山 亮 吾

被告国は、本書面において、原告らの2026年（令和8年）4月14日付け求釈明書における原告らからの被告国に対する求釈明事項について回答する。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 原告らからの被告国に対する求釈明事項

- 1 警察庁が令和4年に行った職務質問に関する調査（甲第111号証参照）における、警察庁の担当部署及び同調査の責任者（調査方法を決定し実施した者）の役職及び氏名
- 2 警察庁が警察法16条2項に基づく指揮監督を行っている根拠として主張している執務資料の発出や巡回業務指導を行っているという生活安全局生活安全企画課地域警察指導室の責任者（指導内容を決定し実施している者）の役職及び氏名（被告国準備書面(3)・12ページから16ページ参照）

第2 被告国の回答

1 結論

前記第1の1及び2の求釈明事項に対しては、いずれも回答の要を認めない。

2 理由

(1) 前記第1の1について

原告らが前記第1の1の釈明を求める必要性は明らかでないところ、原告らのいう「警察庁が令和4年に行った職務質問に関する調査」における調査対象、抽出方法、調査結果等についてはいずれも甲第111号証によって明らかになっている上、当該調査はその責任者個人において調査方法等を決めて実施する性質のものではないから、回答の要を認めない。

(2) 前記第1の2について

原告らが前記第1の2の釈明を求める必要性は明らかでないところ、執務資料の内容や巡回業務指導結果は、被告国が提出した乙A第13号証及び乙

A第14号証の1ないし14によって明らかになっている上、責任者個人において執務資料や巡回業務指導の内容を決定する性質のものではないから、回答の要を認めない。

以 上